

## 第7回滝沢市農業委員会総会会議録

1 日時 令和6年1月25日(木) 午前10時00分

2 場所 滝沢市役所防災庁舎 2階 201・202会議室

### 3 日程

- 日程第 1 議事録署名人並びに書記の指名について  
日程第 2 会期の決定について  
日程第 3 業務報告について  
日程第 4 議案第 1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について  
日程第 5 議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について  
日程第 6 議案第 3号 農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について  
日程第 7 議案第 4号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について  
日程第 8 議案第 5号 農地法第30条の規定による利用状況調査に係る非農地の判断に対する可否の決定について  
日程第 9 議案第 6号 滝沢農業振興地域整備計画の変更(案)に対する意見の決定について  
日程第10 報告第 1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について  
日程第11 報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

### 4 出席委員 農業委員

- 1番委員 新田 義修  
2番委員 吉清水 秀明  
3番委員 主濱 学  
4番委員 佐藤 恵一郎  
5番委員 熊谷 喜彦  
6番委員 高橋 敏彦  
7番委員 勝田 徹  
8番委員 太田 豊  
9番委員 駿河 信一 以上9名

### 農地利用最適化推進委員

- 中部地区担当 小山田 正幸  
北部地区担当 松村 秀隆 以上2名

### 5 欠席委員 なし

6 説明のために会議に出席した者

農業委員会事務局	事務局長	佐々木 澄子
同	主任主査	細川 直樹
同	主査	高橋 昂希
経済産業部農林課	主査	三上 光

開会時刻 令和6年1月25日(木) 午前10時00分

佐々木事務局長 只今より第7回滝沢市農業委員会総会を開会いたします。  
駿河信一会長よりご挨拶をいただき、引き続き議事進行をお願いいたします。

駿河会長 挨拶(略)

議長 只今の出席委員は農業委員が9名であります。定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。  
なお、本日は推進委員2名が出席しております。

議長 日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮りいたします。  
本案件につきましては会議規則第11条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしということでございますので、ご指名申し上げます。  
議事録署名人につきましては5番熊谷喜彦委員と6番高橋敏彦委員を指名します。  
書記には事務局の細川主任主査と高橋主査を指名します。

議長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。  
本総会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

議長 日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

佐々木事務局長 第7回滝沢市農業委員会総会業務報告、令和5年12月26日から令和6年1月25日までの分となります。議案書は2ページをご覧ください。

(第6回総会開催日の翌日以降の業務実績を報告)

議長 それでは議事に入ります。  
日程第4、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申

請に対する可否の決定についてを議題といたします。なお、事前にご説明しましたが議案の朗読説明は省略とし、補足説明のみといたします。

本案件の整理番号3番につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与の制限があります。整理番号3番は、私、駿河が該当します。

つきましては、最初に整理番号3番を審議し、次に整理番号1番及び2番を審議することについてご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、最初に整理番号3番を審議し、次に整理番号1番及び2番を審議することとします。

なお、本案件の審議番号3番につきましては、議長を太田会長職務代理者と交代します。それでは退席いたします。よろしくお願いいたします。

(9番駿河信一委員退席)

(太田会長職務代理者議長席に移動)

議長 議長を交代いたしましたので、よろしくお願いいたします。  
それでは、議案第1号のうち整理番号3番を審議します。  
事務局より説明させます。

高橋主査 それでは私の方から議案第1号のうち整理番号3番について補足説明いたします。議案書は4ページ、5ページ、10ページ及び11ページをご覧ください。

整理番号3番は、兄弟の農地を借り受けて耕作する更新案件です。

以上、議案第1号整理番号3番については、議案書10ページからの調査書に記載されているとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 なお、本案件は更新の案件のため現地調査を省略しております。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。  
議案第1号のうち整理番号3番について、原案のとおり許可する

ことに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。

よって、議案第1号のうち整理番号3番は原案のとおり許可することに決定いたしました。

9番駿河信一委員の入場を許可します。

(9番駿河信一委員入場)

議長

9番駿河委員にお伝えします。議案第1号のうち整理番号3番につきましては、挙手全員で許可することに決定いたしました。

議長

ここで議長を交代させていただきます。

(駿河会長議長席に移動)

議長

続きまして、議案第1号のうち整理番号1番及び2番を審議します。

事務局より説明させます。

高橋主査

それでは私の方から議案第1号のうち整理番号1番及び2番について補足説明いたします。議案書は4ページ及び6ページから9ページまでをご覧ください。

整理番号1番及び2番の譲受人は、同一です。

整理番号1番は、自身が所有する農地に隣接する農地を買い受ける案件です。

整理番号2番は、有償による所有権の移転案件となっております。

以上、議案第1号整理番号1番及び2番については、議案書6ページからの調査書に記載されているとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長

今回の現地調査は、高橋敏彦農業委員、小山田正幸推進委員、松村秀隆推進委員が行っております。

本案件の現地調査報告を小山田推進委員にお願いします。

小山田推進委員

推進委員の小山田です。それでは私の方から議案第1号のうち整理番号1番及び2番について、令和6年1月16日に高橋農業委員と松村推進委員と現地調査を実施して来ましたのでご報告申し上げます。

ます。

整理番号1番及び2番の現地は、農地として利用されていることが確認できました。

以上のことから、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

以上で議案第1号整理番号1番及び2番の現地調査報告を終わります。

議長                   これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長                   無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第1号のうち整理番号1番及び2番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長                   挙手全員であります。

よって、議案第1号のうち整理番号1番及び2番は原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長                   日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題といたします。

事務局より説明させます。

細川主任主査       議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について補足説明いたします。案件は1件です。議案書は13ページから15ページまでをご覧ください。

整理番号1番の申請内容及び意見書案につきましては、議案書記載のとおりとなっております。本件は申請地に隣接する東北自動車道の橋梁工事の実施に伴い、その工事を請け負った事業者が工事用の仮設用地として約5か月間使用するというものであります。申請地は農振農用地区域にある農地ではありますが、農業振興地域整備計画の達成に支障がないと判断される場合には3年以内の一時転用であれば認められるとされていることから許可相当の意見になるものと見られます。また、資金計画は全額自己資金によるものであり、金融機関からの残高証明により事業の確実性について確認しているところです。

なお、申請面積は登記簿の記載内容に基づき713平方メートルとなっておりますが、土地利用に係る事業面積は今回の申請にあたり実施した実測結果に基づき1,340平方メートルとなっております。

以上で補足説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を高橋農業委員にお願いします。

高橋農業委員 6番高橋です。それでは私の方から議案第2号について、現地調査を実施しましたので報告いたします。

整理番号1番の申請地の位置は、一本木地区コミュニティセンターから南へ約640メートルの所にあります。周囲の状況ですが、東側は東北自動車道、西側及び南側は道路を挟み農地、北側は砂込川を挟み農地になっていました。

以上について調査の結果、申請地は日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第6、議案第3号、農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定についてを議題といたします。

事務局より説明させます。

高橋主査 それでは議案第3号について補足説明させていただきます。議案書は17ページからをご覧ください。

整理番号1番及び2番は、共に更新案件となっております。

以上、議案第3号については、経営面積、従事日数等旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 なお、本案件は2件共更新の案件のため現地調査を省略しております。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。  
議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第7、議案第4号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定についてを議題といたします。  
事務局より説明させます。

高橋主査 それでは議案第4号について補足説明させていただきます。議案書は21ページからをご覧ください。

整理番号1番及び2番は、共に今年度新規就農された方であり、一本木・加賀内地区の地域集積協力金事業により権利の設定がなされたものです。

整理番号3番は、柳沢地区の地域集積協力金事業により権利の設定がなされたものです。

以上、議案第4号については、経営面積、従事日数等旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 なお、本案件のうち整理番号1番は第4回総会議案第1号において、整理番号2番は第3回総会議案第1号においてそれぞれ報告済みですので現地調査を省略しております。

それでは、本案件のうち整理番号3番の現地調査報告を小山田推進委員にお願いします。

小山田推進委員 推進委員の小山田です。それでは私の方から議案第4号のうち整理番号3番についてご報告申し上げます。

整理番号3番の農地につきましては、農地として活用していることが確認できました。農地の全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてであります。事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもありますとおり、今回権利の設定を受ける方が権利を得ている農地は全て耕作されており、保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等から見て耕作の事業に供すべき農地の全

てを効率的に利用できるものと見込まれます。

以上で議案第4号のうち整理番号3番の現地調査報告を終わります。

議長                   これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長                   無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長                   挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議長                   日程第8、議案第5号、農地法第30条の規定による利用状況調査に係る非農地の判断に対する可否の決定についてを議題といたします。

事務局より説明させます。

高橋主査             それでは議案第5号に係る農地・非農地の判断につきまして補足説明させていただきます。案件は14件です。議案書は27ページからをご覧ください。

今回の案件は地域集積協力金事業を実施するにあたり事業に参加することが難しい農地について、事務局が降雪前に先立って現地調査を行い、その現況写真を基に地域の農業委員及び推進委員3名に確認していただいた結果、非農地と判断された土地となります。

以上で説明を終わります。

議長                   本案件の現地調査報告を松村推進委員にお願いします。

松村推進委員       推進委員の松村です。それでは私の方から議案第5号についてご報告申し上げます。

議案第5号については、予め事務局が現地調査を行い撮影した写真を令和6年1月19日までに熊谷農業委員、幅推進委員、私松村の3名がそれぞれ確認した結果、いずれも非農地であると判断しました。

以上で議案第5号の現地調査報告を終わります。

議長                   これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長

無ければ質疑を終了して採決に入ります。  
議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。  
よって、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

議長

日程第9、議案第6号、滝沢農業振興地域整備計画の変更(案)に対する意見の決定についてを議題といたします。  
なお、会議規則第15条第1項の規定に基づき説明員として農林課三上主査が入室します。

(農林課説明員入場)

議長

事務局より説明させます。

細川主任主査

議案第5号、滝沢農業振興地域整備計画の変更(案)に対する意見の決定について補足説明いたします。議案書は31ページ及び32ページをご覧ください。

農業振興地域整備計画の変更は定時見直しと随時見直しの二つの方法がありますが、今回は随時見直しに該当しております。

変更される整備計画の内容及びその中の農用地利用計画の変更のうち転用事業が計画されている農地の状況等詳細につきましては、議案書の記載内容の他、この後、現地調査報告に続き農林課担当者による説明がなされます。

なお、今回の農業振興地域整備計画の変更に伴う農用地利用計画の変更のうち転用事業が計画されている案件は2件となっております。

これらについて、農用地利用計画の変更内容が適当であると認められ農業振興地域整備計画の変更がなされた場合には、その後、今回の計画に基づいた農地転用許可申請が行われ、総会において農業委員会としての意見を改めてご審議いただくこととなります。

以上で補足説明を終わります。

議長

本案件の現地調査報告を松村推進委員にお願いします。

松村推進委員

推進委員の松村です。それでは私の方から議案第6号について、転用事業が計画されている農地の現地調査を実施しましたので報告いたします。

整理番号1番の申請地の位置は、篠木小学校より北西へ約350メートルの所にあります。周囲の状況ですが、東側及び北側は宅地、西側は道路を挟み農地、南側は農地になっていました。

次に整理番号2番の申請地の位置は、東北自動車道滝沢インターチェンジ料金所より南西へ約650メートルの所にあります。周囲の状況ですが、東側は農地、西側は道路を挟み宅地、南側及び北側は雑種地になっていました。

以上について調査の結果、いずれの申請地も日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 続きまして農林課より説明願います。

三上主査 滝沢農業振興地域整備計画の見直しについて説明をさせていただきます農林課の三上と申します。本日はよろしく願いいたします。

(議案書朗読説明)

以上により説明の方を終わらせていただきます。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。  
議案第6号について、異議なしとすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第6号は異議なしとすることに決定いたしました。  
ここで農林課説明員は退室します。

(農林課説明員退出)

議長 日程第10、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について、及び日程第11、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてにつきましては、お手元の議案書33ページからのおりとなっておりますのでご確認願

います。

議長

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了しました。  
これをもって、第7回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 令和6年1月25日（木） 午前10時45分

議 長 \_\_\_\_\_

会議録署名人 5 番委員 \_\_\_\_\_

会議録署名人 6 番委員 \_\_\_\_\_

これは原本である。

令和6年1月25日

滝沢市農業委員会 会長 駿河 信一